

「研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務
（研究振興事業に関する課題の調査分析業務）」
民間競争入札実施要項（案）

平成 29 年〇月

文部科学省

目 次

1. 趣旨	3
2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	3
(1) 対象公共サービスの詳細な内容	3
(2) 対象公共サービスの実施に当たり確保されるべきサービスの質	13
(3) 創意工夫の可能性	13
(4) 契約の形態及び支払	13
(5) 法令変更による増加費用及び損害の負担	14
3. 実施期間に関する事項	14
4. 入札参加資格に関する事項	14
5. 入札に参加する者の募集に関する事項	15
(1) 入札に係るスケジュール	15
(2) 入札の実施手続	15
6. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項	16
(1) 落札者を決定するための評価の基準	16
(2) 落札者の決定	19
(3) 落札者が決定しなかった場合の措置	19
7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	19
8. 民間事業者が文部科学省に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他委託業務の適性かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項	20
(1) 民間事業者が報告すべき事項	20
(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置	20
(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置	20
9. 委託業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任	24
10. 対象公共サービスの評価に関する事項	25
(1) 実施状況に関する調査の時期	25
(2) 調査の実施方法	25
(3) 調査項目	25
(4) 意見聴取等	25
(5) 実施状況等の提出	25
11. その他委託業務の実施に際し必要な事項	25
(1) 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告	25
(2) 文部科学省の監督体制	25
(3) 主な民間事業者の責務	25

- 別添 1 従来の実施状況に関する情報の開示
- 別添 2 科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領
- 別添 3-1 高性能汎用計算機高度利用事業費補助金交付要綱
- 別添 3-2 高性能汎用計算機高度利用事業費補助金取扱要領
- 別添 4 業務の期限・期間等一覧表

- 別紙様式 1 「業務実施所要額算定調書」
- 別紙様式 2 「委託費・補助金の額の確認調査報告書」
- 別紙様式 3 「進捗管理状況報告書」
- 別紙様式 4-1 「月間進捗状況報告書」
- 別紙様式 4-2 「課題別月間進捗一覧表」
- 別紙様式 5 「①実施状況に関する調査票」
「②採択課題の進捗管理業務に係るアンケート調査票
【研究実施機関】」
「③採択課題の進捗管理業務に係るアンケート調査票
【PD・PO】」
- 別紙様式 6 「提案書類作成要領」

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。上記を踏まえ、文部科学省は公共サービス改革基本方針（平成 26 年 7 月 11 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務（研究振興事業に関する課題の調査分析業務）」（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。なお、本業務の実施に当たっては、その重要性に鑑み、公正かつ適正に実施しなければならないものとする本業務全般の政策目標に十分配慮するものとする。

2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

（1）対象公共サービスの詳細な内容

イ）本業務の目的

未来社会実現のための ICT 基盤技術の研究開発（以下、「ICT 基盤技術公募事業」とする。）を実施するに当たり必要とされる、

- ① 本公募事業の制度と運用について統括する研究経歴のある高い地位の責任者であるプログラムディレクター（PD）の設置及び業務支援 【2.（1）ロ）①PDの設置等】
- ② 課題の選定、評価、進捗管理等を行う研究経歴のある責任者であるプログラムオフィサー（PO）の設置及び業務支援 【2.（1）ロ）②POの設置等】
- ③ 採択課題について事業面・経理面での進捗管理等 【2.（1）ロ）③進捗管理等】
- ④ 外部有識者による採択課題の評価の実施 【2.（1）ロ）④評価】
- ⑤ 公募事業の実施に当たり必要となる情報の把握等 【2.（1）ロ）⑤分析】
- ⑥ その他 【2.（1）ロ）⑥その他】

特定先端大型研究施設の開発（スーパーコンピュータ）（以下、「スーパーコンピュータ開発公募事業」とする。）を実施するに当たり必要とされる、

- ⑦ 課題の公募 【2.（1）ハ）①公募の実施等】
- ⑧ 採択課題について事業面・経理面での進捗管理等 【2.（1）ハ）②進捗管理等】
- ⑨ 外部有識者による採択課題の評価の実施 【2.（1）ハ）③評価】
- ⑩ 公募事業の実施に当たり必要となる情報の把握等 【2.（1）ハ）④分析】
- ⑪ その他 【2.（1）ハ）⑤その他】

などの業務を通じて、本公募事業のあり方や、問題点等を抽出し、分析・考察を行うなどの調査分析を市場のニーズ、採択課題の実施状況の把握・調査能力や管理能力を有した者に委託をし、本公募事業をより効果的・効率的・経済的に実施することを目的としたものである。

【参考 1】 ICT 基盤技術公募事業の趣旨等

世界最高水準の IT 利活用社会の実現を目指し、ビッグデータ利活用のための研究開発と

人材育成、情報システムを支える革新的技術開発・実用化を重点的に実施し、安全かつ豊かで質の高い生活の実現、新たな知の創出や新産業・新サービスの創出に貢献する事業である。

次の研究テーマは平成 28 年度をもって終了する予定である。

【イノベーション創出を支える情報基盤強化のための新技術開発】

・科学技術イノベーションを支える情報基盤の耐災害性強化、超低消費電力化、高機能化等の新技術開発を進めるための事業

【参考 2】スーパーコンピュータ開発公募事業の趣旨等

計算科学技術をさらに発展させ、広汎な科学技術・学術分野及び産業における幅広い利用ニーズに対応できる研究開発の基盤を提供することにより、我が国の研究力・科学の発展、産業競争力の強化、科学技術イノベーションの創出等に大きく貢献する研究成果を挙げるとともに、我が国において、継続的にスーパーコンピュータを開発していくための技術力を維持・強化する。さらに、ポスト「京」の開発により、将来においても世界最高水準の計算環境が構築され、例えばシミュレーションを用いた、乗客の身体への影響も勘案した安全性の高い車体の開発や、地震が発生し津波が到達する前の被害予測等が可能となるなど、開発コストの大幅な削減やこれまで困難だった社会的・科学的課題の解決が実現する事業である。

平成 29 年度は次の研究テーマを実施する。

【HPCI 構築事業】

・スーパーコンピュータ「京」を中核として国内の大学等の計算機やストレージを高速ネットワークでつなぎ、多様な利用者のニーズに応える利便性の高い研究基盤である HPCI システムの着実な運用を行う事業

【ポスト「京」で重点的に取り組むべき社会的・科学的課題に関するアプリケーション開発・研究開発】

・ポスト「京」で重点的に取り組むべき社会的・科学的課題について、世界を先導する成果の創出が期待されるアプリケーションの開発を実施する事業

【次世代アーキテクチャに向けたソフトウェア研究開発】

ロ) 本業務の内容 (ICT 基盤技術公募事業)

以下、①から④に示す業務を通じて、本公募事業のあり方や、問題点等を抽出するとともに、⑤において本公募事業の効果的・効率的・経済的な実施に資する総合分析を行うこと。

① PD の設置等

民間事業者は、文部科学省が指定した者に対し、本公募事業の制度と運用について統括する研究経歴のある高い地位の責任者であるプログラムディレクター (PD) として委嘱等を行い、設置 (1 名。PO との兼任不可。) すること。PD は 2. (1) イ) ②から⑦に関する事項について統括するものであり、具体的な PD の関与は 2. (1) ロ) ②から⑦に示す。

民間事業者は、必要な業務を実施する PD に対して、謝金、旅費を、あらかじめ文部科学省の同意を得た民間事業者の謝金規定に従って支払うこととする。もし団体に規定がない場合は、文部科学省における謝金の支払基準に従うものとする。

② POの設置等

民間事業者は、文部科学省が指定した者に対し、課題の選定、評価、進捗管理等を行う研究経歴のある責任者であるプログラムオフィサー（PO）として委嘱等を行い、設置（4名程度。PDとの兼任不可。）すること。また、POが必要な業務を実施するに当たり、その業務に関する支援等を行うこと。POはPDの指示のもと2.（1）イ）③から⑥に関する事項について担当するものであり、具体的なPOの関与は2.（1）ロ）③から⑥に示す。

民間事業者は、必要な業務を実施するPOに対して、謝金、旅費を、あらかじめ文部科学省の同意を得た民間事業者の謝金規定に従って支払うこととする。もし団体に規定がない場合は、文部科学省における謝金の支払基準に従うものとする。

③ 進捗管理等

民間事業者は、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」（別添2参照。以下、「委託要領」とする。）及び採択課題の委託契約の内容を十分に把握し、以下のa. からb. に示す進捗管理や状況の把握・調査等を行い、当該委託契約が効果的・効率的・経済的に行われるよう努めること。

なお、本公募事業の採択課題は文部科学省と採択課題実施機関との間で委託要領に基づき委託契約として締結されるものである。

a. 前年度の委託契約額の確認調査

民間事業者は、文部科学省と協議をしつつ、採択課題実施機関に対して額の確認調査の実施日程及び内容を調整し、額の確認調査日程表（案）を文部科学省に提出した上で、原則、現地にて額の確認調査を実施すること。額の確認調査とは、前年度の委託契約（平成28年度に実施された2課題程度）（別添1「研究課題一覧」参照）が委託契約書の内容に沿って、効果的・効率的・経済的に実施されたか否か、委託業務実績報告書の内容に誤り等がないかを確認するものである。

具体的な業務は下記のとおりである。民間事業者は、日程調整の際に採択課題実施機関に対して委託要領に定める経理書類を準備するとともに、事業面での状況説明を行うように依頼すること。

民間事業者は、額の確認調査を実施した後に報告書（別紙様式2）を文部科学省に提出すること。なお、額の確認調査の際に疑義や問題等が発生した場合には、それらの状況等を整理した上で文部科学省に対して速やかに報告・協議を行い、対応に関する指示等を受け、採択課題実施機関に対して必要な調整等を行うこと。

文部科学省は、別紙様式2の提出を受けた後に委託業務実績報告書等の内容審査を行った上で、採択課題実施機関宛ての額の確定通知を作成し、民間事業者に送付するので、民間事業者は採択課題実施機関に送付すること。なお、委託業務実績報告書等の内容等に関する質問や修正依頼等がある場合には、それを民間事業者に連絡をするので、民間事業者は、採択課題実施機関と必要な調整を行うこと。

b. 委託業務成果報告書

民間事業者は、採択課題実施機関から提出された委託業務成果報告書（平成28年度に実施された採択課題2課題程度）（別添1「研究課題一覧」参照）について、a. の結果等を踏まえ、内容に誤り等がないかを確認するとともに、各研究テーマのPOに送付し、意見等を求め、必要に応じて採択課題実施機関と協議をしつつ修正等を行い、文部科学省に対して委託業務成果報告書を冊子形式で10部提出すること。なお、委託業務成果報告書

の内容等に関する質問や修正依頼等がある場合には、それを民間事業者に連絡をするので、民間事業者は、採択課題実施機関と必要な調整を行うこと。

④ 評価

a. 事後評価の評価委員

事後評価委員については、文部科学省が委嘱及び謝金旅費の支払の手続きを行い、民間事業者へ必要な情報を提供する。

b. 事後評価基準（方針）及び採点表の作成

民間事業者は、本公募事業の趣旨等（上記イ）【参考1】参照）及び評価対象の採択課題（平成27年度に終了した課題について、4課題）を踏まえつつ、より効果的・効率的な評価方法等の調査を行い、事後評価基準及び採点表の案を作成し、研究テーマのP.O.の了解を得た上で、文部科学省に提出すること。

また、本事後評価基準には評価委員と提案者との間に利害関係等があった場合における対処を盛り込むこと。

c. 事後評価資料の作成及び出席依頼

民間事業者は、採択課題実施機関に対して事後評価用の資料の作成及び出席依頼を行うこと。

なお、研究に支障を来さないことを念頭に置き、事後評価用の資料は極力、委託業務実績報告書や委託業務成果報告書などを活用すること。

d. 事後評価委員会準備

民間事業者は事後評価委員会の開催に先立ち、評価委員、文部科学省及び研究テーマのP.O.に対して事後評価基準、評価資料を送付し、必要に応じて説明等を行うこと。

e. 事後評価委員会

民間事業者は、研究テーマのP.O.、評価委員、文部科学省及び評価対象の採択課題実施機関が出席する事後評価委員会（非公開）を文部科学省が用意する会議室において開催すること。

なお、事後評価委員会において、評価委員及び文部科学省は当該評価に資する質疑等を採択課題実施機関へ行い、その後、評価委員は採択課題毎に採点表を用いて評価を行う。

f. 事後評価結果の取りまとめ等

民間事業者は、採点表、これを取りまとめた採点一覧、議事要旨及び評価過程の記録（テープ起こし等）を作成し、文部科学省に提出するとともにPD及び研究テーマのP.O.に送付すること。

g. 事後評価結果の結果案の作成

民間事業者は、文部科学省と調整しつつ事後評価結果案を作成し、文部科学省へ提出すること。

h. 評価結果のホームページでの公表

民間事業者は中間評価・事後評価ともに結果をホームページに公表するとともに、文部科学省に対してその旨を報告すること。

⑤ 分析

民間事業者は、①から④までの業務について、今後のあり方や問題点を抽出し、本公募制度の今後のより効果的・効率的な実施の観点で、総合的な分析をした報告書を作成し、文部科学省に提出するとともにPD及びPOに送付すること。

⑥ その他

a. e-Rad の運用について

e-Rad とは競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムであり、本公募事業も当該システムを用いて行う。詳細は e-Rad のホームページ (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>) を参照のこと。

b. 本公募事業のホームページについて

民間事業者は、公募要領、委託要領、採択結果、評価結果、本公募事業や委託契約に関するQ&Aや問合せ窓口等を掲載したホームページを開設すること。

なお、新たにコンテンツを制作する際には、後年度事業の経費節減の観点から、本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合に次回の事業者へ当該コンテンツが引き継げるよう可能な限り考慮すること。

c. 採択課題の進捗管理状況報告書等の提出について

民間事業者は採択課題毎に1年間の2.（1）ロ）③進捗管理等の状況を取りまとめた報告書（別紙様式3）を作成し、文部科学省に提出するとともにPD及びPOに送付すること。

d. 年間業務計画の作成等について

民間事業者は、①から⑥ c. までの業務の期限・期間等について、民間事業者の責めに帰しがたい事由により遅滞が生じた場合を除き、別添4を遵守すること。民間事業者はこれを踏まえ、年間業務計画を作成し、文部科学省に提出すること。また、民間事業者は、この年間業務計画の進捗状況等を別紙様式3及び月間進捗状況報告書（別紙様式4）を作成し、毎月1回文部科学省に対して報告する（必要に応じて報告会を実施する）とともに、計画遅延等がある事項については対応方針を示すこと。

e. 業務の実施状況に関する評価に必要な調査等の実施

民間事業者は、本業務の実施状況について、その評価が的確に実施されるために必要な情報を収集し、文部科学省に報告すること。

(i) 別添4により求められる業務の実施及び書類提出の期限を遵守できたかについて、業務の実施状況に関する調査票（別紙様式5①）により文部科学省に報告する。

(ii) 採択課題の進捗管理について、公募説明会や契約時の手続における説明等、民間事業者の対応方法が適切であったか、平成28年度に実施する業務の全ての対象採択課題(2

課題程度)の実施機関に対してアンケート(別紙様式5②)を実施し、回答を集計したうえで、回収したアンケート用紙とともに文部科学省に報告する。

(iii) PD・POが研究プログラムの統括・進捗管理を行う上で公募事業をより効率的・効果的・経済的に実施する観点で、民間事業者が適切な業務の連携・フォローを実施できたか、PD・PO全員に対してアンケート(別紙様式5③)を実施し、回答を集計した上で回収したアンケート用紙とともに文部科学省に報告する。

f. その他

文部科学省が予算要求やその他執行状況等を把握するために、本公募事業に関する資料作成、提供を随時依頼する。民間事業者はこれに従い対応をすること。

ハ) 本業務の内容(スーパーコンピュータ開発公募事業)

以下、①から③に示す業務を通じて、本公募事業のあり方や、問題点等を抽出するとともに、④において本公募事業の効果的・効率的・経済的な実施に資する総合分析を行うこと。

① 公募の実施等

a. 公募の実施

民間事業者は、文部科学省が示す公募要領を本公募事業のホームページ(注)に掲載(公募の実施)を行うこと。民間事業者は、必要に応じて本公募に係る情報を本公募事業のホームページに追加掲載などを行うこと。

(注)本公募事業のホームページについては「2.(1)ハ)⑤その他 b.本公募事業のホームページについて」を参照のこと。

b. 採択課題の公表

文部科学省が採択課題を決定(5課題程度)し、これを文部科学省のホームページに公表するので、民間事業者は、本事業のホームページにおいて、この公表結果のホームページへのリンクを行うこと。

② 進捗管理等

民間事業者は、委託要領及び採択課題の委託契約、又は交付要綱等及び補助事業の内容を十分に把握し、以下の a. から e. に示す進捗管理や状況の把握・調査等を行い、当該採択課題が効果的・効率的・経済的に行われるよう努めること。

なお、本公募事業の採択課題は文部科学省と採択課題実施機関との間で、委託事業であれば委託要領に基づき委託契約として締結され、補助事業であれば「高性能汎用計算機高度利用事業費補助金交付要綱・同取扱要領」(別添3参照。以下、「交付要綱等」とする。)に基づき交付申請、交付決定されるものである。

a. 採択課題の契約締結又は交付決定の必要書類の提出依頼等

民間事業者は採択課題実施機関(平成29年度17課題程度、平成30年度27課題程度)(別添1「研究課題一覧」参照)に対して、委託要領、交付要綱等や他制度での状況等を調査し、契約締結又は交付決定が円滑に行えるような工夫をしつつ、委託要領、交付要綱等に従った必要書類と業務実施所要額算定調書(別紙様式1)を提出するよう依頼すること。

民間事業者は、提出された書類について、委託要領、交付要綱等に沿った記載がされて

いるか、経済的・効率的な経費の積算が行われているか、提案書類に沿った事業計画が作成されているかなどの確認を行い、修正等が必要な場合にはこれを行った上で、文部科学省に提出すること。

b. 契約締結又は交付決定等の支援事務

民間事業者は、提出した書類について、文部科学省より内容確認や修正の指示等があった場合には、採択課題実施機関等に照会をするなど、契約締結又は交付決定を行える内容となるまで調整を行うこと。

なお、必要書類が整い、文部科学省と採択課題実施機関との間で契約締結又は交付決定を行う段階になった際には、民間事業者は委託事業であれば契約書の取り交わし（契約書の作成、送付等）、補助事業であれば交付決定通知書の送付等の支援事務を行うこと。

また、委託契約を締結した事業及び補助金交付決定した事業について、会計法第 22 条並びに予算決算及び会計令第 58 条に基づく概算払に係る支援事務（資料の送付、とりまとめ等）を行うこと。

c. 進捗管理

採択課題実施機関（平成 29 年度に実施する採択課題 17 課題程度）（別添 1「研究課題一覧」参照）は、委託事業であれば委託契約書の規定に基づき委託要領に定める書類を、補助事業であれば交付要綱等に定める書類を必要に応じて文部科学省に提出することとなる。民間事業者は、採択課題実施機関が提出するこれら書類の授受窓口、内容確認及び文部科学省への提出などの一連の業務を行うこと。

なお、民間事業者は、採択課題実施機関に対して委託要領、交付要綱等の内容説明、経理処理の指導やこれらを取りまとめたマニュアルの作成・配布などを行い、委託契約、補助事業が効果的・効率的・経済的に実施されるよう工夫すること。

注）委託要領又は交付要綱等に定める書類のうち、実績報告書は「d. 前年度の委託契約等額の確認調査」、成果報告書は「e. 委託業務等成果報告書」も参照のこと。

d. 前年度の委託契約等額の確認調査

民間事業者は、文部科学省と協議をしつつ、採択課題実施機関に対して額の確認調査の実施日程及び内容を調整し、額の確認調査日程表（案）を文部科学省に提出した上で、原則、現地にて額の確認調査を実施すること。額の確認調査とは、前年度の委託契約又は補助事業（平成 28 年度に実施された 22 課題程度）（別添 1「研究課題一覧」参照）が委託契約書又は交付要綱等の内容に沿って、効果的・効率的・経済的に実施されたか否か、実績報告書の内容に誤り等がないかを確認するものである。

具体的な業務は下記のとおりである。民間事業者は、日程調整の際に採択課題実施機関に対して委託要領又は交付要綱等に定める経理書類を準備するとともに、事業面での状況説明を行うように依頼すること。

民間事業者は、額の確認調査を実施した後に報告書（別紙様式 2）を文部科学省に提出すること。なお、額の確認調査の際に疑義や問題等が発生した場合には、それらの状況等を整理した上で文部科学省に対して速やかに報告・協議を行い、対応に関する指示等を受け、採択課題実施機関に対して必要な調整等を行うこと。

文部科学省は、別紙様式 2 の提出を受けた後に実績報告書等の内容審査を行った上で、採択課題実施機関宛てへの額の確定通知を作成し、民間事業者に送付するので、民間事業者は採択課題実施機関に送付すること。なお、実績報告書等の内容等に関する質問や修正依頼等がある場合には、それを民間事業者に連絡するので、民間事業者は、採択課題実施機

関と必要な調整を行うこと。

e. 委託業務等成果報告書

民間事業者は、採択課題実施機関から提出された委託業務成果報告書又は補助事業の成果報告書（平成 28 年度に実施する採択課題 22 課題程度）（別添 1「研究課題一覧」参照）について、c. の結果等を踏まえ、内容に誤り等がないかを確認し文部科学省に対して成果報告書を冊子形式で委託業務の場合は 10 部、補助事業の場合は 3 部提出すること。なお、成果報告書の内容等に関する質問や修正依頼等がある場合には、それを民間事業者に連絡をするので、民間事業者は、採択課題実施機関と必要な調整を行うこと。

③ 評価

a. 事後評価の評価委員

事後評価委員については、文部科学省が委嘱及び謝金旅費の支払い手続きを行い、民間事業者へ必要な情報を提供する。

b. 事後評価基準（方針）及び採点表の作成

民間事業者は、本公募事業の趣旨等を（上記イ）【参考 2】参照）及び評価対象の採択課題（平成 28 年度に商量した課題について、〇〇課題）を踏まえつつ、より効果的・効率的な評価方法等の調査を行い、事後評価基準及び採点表の案を作成、文部科学省に提出すること。

また、本事後評価基準には評価委員と提案者との間に利害関係等があった場合における対処を盛り込むこと。

c. 事後評価資料の作成及び出席依頼

民間事業者は、採択課題実施期間に対して事後評価用の資料の作成及び出席依頼を行うこと。

なお、研究に支障を来さないことを念頭に置き、事後評価用の資料は極力、委託業務実績報告書や委託業務成果報告書などを活用すること。

d. 事後評価委員会準備

民間事業者は事後評価委員会の開催に先立ち、評価委員、文部科学省に対して事後評価基準、評価資料を送付し、必要に応じて説明等を行うこと。

e. 事後評価委員会

民間事業者は、評価委員、文部科学省及び評価対象の採択課題実施機関が出席する事後評価委員会（非公開）を文部科学省が用意する会議室において開催すること。が用意する会議室において開催すること。

なお、事後評価委員会において、評価委員及び文部科学省は、当該評価に資する質疑等を採択課題実施機関へ行い、その後、評価委員は採択課題毎に採点票を用いて評価を行う。

f. 事後評価結果の取りまとめ等

民間事業者は、採点票、これを取りまとめた採点一覧、議事要旨及び研究過程の記録（テープ起こし等）を作成し、文部科学省へ提出すること。

g. 事後評価結果の結果案の作成

民間事業者は、文部科学省と調整しつつ事後評価結果案を作成し、文部科学省へ提出すること。

h. 評価結果のホームページでの公表

民間事業者は、中間評価・事後評価ともに結果をホームページに公表するとともに、文部科学省に対してその旨を報告すること。

④ 分析

民間事業者は、①から③までの業務について、今後のあり方や問題点を抽出し、本公募制度の今後のより効果的・効率的な実施の観点で、総合的な分析をした報告書を作成し、文部科学省に提出すること。

⑤ その他

a. e-Rad の運用について

e-Rad とは競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムであり、本公募事業も当該システムを用いて行う。詳細は e-Rad のホームページ (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>) を参照のこと。

b. 本公募事業のホームページについて

民間事業者は、公募要領、委託要領等、採択結果、評価結果、本公募事業や委託契約等に関するQ&Aや問合せ窓口等を掲載したホームページを開設すること。

なお、新たにコンテンツを制作する際には、後年度事業の経費節減の観点から、本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合に次回の事業者へ当該コンテンツが引き継げるよう可能な限り考慮すること。

c. 採択課題の進捗管理状況報告書等の提出について

民間事業者は採択課題毎に1年間の2.(1)ハ)①進捗管理等の状況を取りまとめた報告書（別紙様式3）を作成し、文部科学省に提出すること。

d. 年間業務計画の作成等について

民間事業者は、①から⑤ c. までの業務の期限・期間等について、民間事業者の責めに帰しがたい事由により遅滞が生じた場合を除き、別添4を遵守すること。民間事業者はこれを踏まえ、年間業務計画を作成し、文部科学省に提出すること。また、民間事業者は、この年間業務計画の進捗状況等を別紙様式3及び月間進捗状況報告書（別紙様式4）を作成し、毎月1回文部科学省に対して報告する（必要に応じて報告会を実施する）とともに、計画遅延等がある事項については対応方針を示すこと。

e. 業務の実施状況に関する評価に必要な調査等の実施

民間事業者は、本業務の実施状況について、その評価が的確に実施されるために必要な情報を収集し、文部科学省に報告すること。

(i) 別添4により求められる業務の実施及び書類提出の期限を遵守できたかについて、業務の実施状況に関する調査票（別紙様式5①）により文部科学省に報告する。

- (ii) 採択課題の進捗管理について、契約時の手続における説明等、民間事業者の対応方法が適切であったか、平成 29 年度に実施する業務の全ての対象採択課題（27 課題程度）の実施機関に対してアンケート（別紙様式 5 ②）を実施し、回答を集計したうえ、回収したアンケート用紙とともに文部科学省に報告する。

f. その他

文部科学省が予算要求やその他執行状況等を把握するために、本公募事業に関する資料作成、提供を随時依頼する。民間事業者はこれに従い対応をすること。

二) その他

① 業務を実施する上で必要とされる従業員の資質

本業務を実施する従業員は、業務全体を統括する業務実施責任者のほか、実務を担当する従業員として公募事業の研究テーマの策定や審査、採択課題の研究進捗管理や研究成果の評価等の研究内容に関係する業務に従事する研究管理担当者と、採択課題の契約時における契約締結必要書類や経費の積算に関する精査、額の確認調査における支出帳簿等の精査等の経理に関係する研究経理担当者と、業務全体の進捗管理や上記担当者の所掌に属さない業務に従事する総合調整担当者の大きく 3 つの種類 of 従業員が必要とされる。そのため、本業務を実施する従業員に求められる資質については、以下のとおりとする。

業務実施責任者：業務全般を指揮し、従業員の業務実施状況を監督する立場である責任者として職員 1 名を配置すること。

総合調整担当者：年間業務計画や研究テーマ毎の業務進捗管理、会議等開催運営、調査分析業務を担当する者であるため、これらに類する業務に少なくとも 1 年以上従事した経験を有する者で業務遂行能力があると認められる職員を 1 名以上配置すること。

研究管理担当者：研究に関して用いられる専門用語が理解でき、研究方法の妥当性が判断できるなど、大学、研究所等において研究業務に従事する研究実施担当者と同等の知識を有する者で業務遂行能力があると認められる職員を 2 名以上配置すること。

研究経理担当者：法人等の財務・経理に関する業務におおむね 2 年程度従事した経験を有する者又は同等の知識を有する者で業務遂行能力があると認められる職員を 2 名以上配置すること。

② 民間事業者業務の引継ぎ

a. 現行の事業者からの引継ぎ

民間事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう現行の事業者から本業務の開始日までに業務内容を明らかにした書類等により、引継ぎを受けなければならない。

文部科学省は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者及び民間事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

b. 本業務終了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎ

本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、民間事業者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は民間事業者の負担とする。

文部科学省は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者及び次回の事業者に対

して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

③ 成果報告書の提出

民間事業者は、2.(1)ロ、ハ)に記載された業務を実施した結果を業務項目ごとに整理し、必要な考察を加えた上で成果報告書(印刷製本したもの10部)を作成し、文部科学省に提出すること。

なお、提出期限は本業務が完了した日(業務が中止又は廃止されたときは、その日)から起算して60日以内とする。

(2) 対象公共サービスの実施に当たり確保されるべきサービスの質

委託業務の内容(2.(1)ロ、ハ))に記載された業務について

① 業務計画に沿って業務が着実に実施されること

別添4により求められる業務の実施及び書類提出の期限を遵守できたかについて、業務の実施状況に関する調査票(別紙様式5①)により調査し、遅滞なく実施できた又はおおむね遅滞なく実施できた割合が全項目数に対して60%以上であること。

② 業務の実施に当たり採択課題実施機関に対して適切に対応すること

採択課題の実施機関に対して実施する採択課題の進捗管理業務に係るアンケート(別紙様式5②)において、公募説明会や契約時の手続における説明等、受託者の対応方法が適切であったか、といった点について、適切又はおおむね適切との回答の割合が全回答数に対して60%以上であること。

③ 業務の実施に当たりPD・POとの連携・フォローを適切に実施すること

PD・POに対して実施する採択課題の進捗管理業務に係るアンケート(別紙様式5③)において、PD・POが研究プログラムの統括・進捗管理を行う上で公募事業をより効率的・効果的・経済的に実施する観点で適切な業務の連携・フォローができたかどうかといった点について、適切又はおおむね適切との回答の割合が全回答数に対して60%以上であること。

(3) 創意工夫の可能性

本業務を実施するに当たっては、民間事業者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上(包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等)に努めるものとする。

(4) 契約の形態及び支払

① 契約の形態は、精算条項を付した委託契約とする。

② 民間事業者は、業務が完了したときは委託業務完了届を文部科学省に提出し、業務完了の日から30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに委託業務実績報告書を文部科学省に提出する。

③ 文部科学省は委託業務実績報告書の提出を受けたとき、本業務が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査する。

調査の結果、その内容が適正であると認められるときは、当該業務に要した実支出額と契約金額を比較し、いずれか低い金額により委託費の額を確定し、民間事業者に通知する。

④ 民間事業者は、③の通知後速やかに、確定した委託費の額を請求額とする精算払請求書を

文部科学省に提出する。

- ⑤民間事業者は、文部科学省が必要と認めるときは、概算払請求書を文部科学省に提出し、業務を完了する前において委託費の全部又は一部を概算で請求することができる。この場合において、既に支払を受けた委託費が③の委託費の確定額を超過する場合、その超過額を文部科学省の指示する期限までに国庫に返納しなければならない。
- ⑥文部科学省は、適法な請求書を受理してから 30 日以内に委託費を支払う。
- ⑦委託費は、業務の開始以降のサービスの提供に対して支払われるものであり、民間事業者が行う引継ぎや準備行為等に対して民間事業者に発生した費用は、民間事業者の負担とする。

(5) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により民間事業者に生じた不合理な増加費用及び損害は、原則として①から③に該当し、財源措置がされた場合においては、文部科学省が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

- ①本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- ②消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）
- ③上記①及び②のほか、法人税及びその他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

3. 実施期間に関する事項

当該業務の実施期間は、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までとする。

4. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。
- (3) 平成 28・29・30 年度における「役務の提供等」の競争契約の参加資格（全省庁統一資格）において、開札時までに関東・甲信越の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。
なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (4) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件業務の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (5) 本件業務のための調査を請け負った者又はその関連会社でないこと（当該者が当該関与によって競争上の不公正な利点を享受しない場合を除く。）
- (6) 本件入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (7) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (8) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (9) 文部科学省が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出した者であること。
- (10) 単独で本業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時まで共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、上記（1）から（9）までの全ての資格を満たす必要があり、他の共同事業体の構成員となること又は単独で入札に参加することはできない。なお、共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール（予定）

- | | |
|----------------|----------------|
| ・ 入札公告 | 平成 29 年 1 月上旬頃 |
| ・ 入札説明会 | 平成 29 年 1 月中旬頃 |
| ・ 質問受付期限 | 平成 29 年 1 月下旬頃 |
| ・ 提案書・入札書類提出期限 | 平成 29 年 2 月上旬頃 |
| ・ 技術審査会 | 平成 29 年 2 月中旬頃 |
| ・ 開札、落札予定者の決定 | 平成 29 年 2 月下旬頃 |
| ・ 落札者の決定 | 平成 29 年 3 月上旬頃 |
| ・ 契約締結 | 平成 29 年 4 月 |
| ・ 事業開始 | 平成 29 年 4 月 |

(2) 入札の実施手続

イ) 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、文部科学省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、文部科学省に対して質問を行うことができる。質問内容及び文部科学省からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

ロ) 提出書類

民間競争入札に参加する者は、次に掲げる書類を別に定める入札公告及び入札説明書に記載された期日と方法により、文部科学省まで提出すること。

①入札書

入札金額（入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内全ての本業務に対する経費総額の 108 分の 100 に相当する金額）を記した書類

②委任状（代理による入札の場合）

③提案書類（別紙様式 6）

総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類

④資格審査決定通知書

平成 28・29・30 年度における「役務の提供等」の競争契約の参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であることを証明する審査結果通知書の写し。

⑤参考見積書

当該業務を実施する上で標準的に要する経費の見積書及び見積内訳書

⑥暴力団排除に関する書類

法第 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類及び誓約書

6. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

対象公共サービスを実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、評価は文部科学省内に設置する技術審査会において行う。

（1）落札者を決定するための評価の基準

イ）技術点（得点配分 100 点）

技術評価は、提出された提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿った実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行い、必須項目審査の得点（以下「基礎点」という。）と加点項目審査の得点（以下「加点」という。）の合計点を技術点とする。各入札者の得点は、全ての評価者の得点の平均点（小数点第 3 位以下切捨て）とする。

①基礎点（50 点）

「表 1 評価基準」の必須項目について審査を行い、その全てを満たしている提案には基礎点 50 点を与え、その一つでも満たしていない場合は不合格とする。

②加点（50 点）

必須項目の審査で合格になった入札者に対して、「表 1 評価基準」上の「加点」の項目について審査を行う。審査の結果、特に効果的な実施が期待される提案について、同表の基準により加点する。具体的には、評価者は、加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を「表 1 評価基準」により評価し、各入札参加者に対して「表 2 加点付与基準」に応じた得点 0 点から 10 点までを付与する。

ロ）入札価格点（得点配分 50 点）

入札価格に対する評価点については以下の計算方法により、入札参加者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。入札価格点については、小数点第 3 位以下を切り捨てるものとする。なお、入札価格に係る得点配分は 50 点とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

表 1 評価基準

評価項目 (要求要件) * : 必須項目、・ : 加点項目	基礎点	加点
1. 調査業務の実施方針	25	25
1-1. 調査内容の妥当性、独創性	10	10
* 1-1-1. 実施要項記載の事業内容について全て提案されているか。	5	/
・ 1-1-2. 実施要項等に示した内容以外の独自の提案があり、その提案内容は優れているものか。	/	10
* 1-1-3. 偏った調査内容となっていないか。	5	/
1-2. 調査方法の妥当性、独創性	10	10
* 1-2-1. 事業趣旨・目的・内容を正しく理解しており、調査の抽出・分析方法が妥当なものとなっているか。	5	/
・ 1-2-2. 分析手法に事業成果を高めるための工夫があるか。	/	10
* 1-2-3. 調査項目・調査手法が具体的かつ明確であるか。	5	/
1-3. 作業計画の妥当性、効率性	5	5
* 1-3-1. 作業計画の日程・手順等に無理が無く、事業趣旨・目的・内容に沿った実現性があるか。	5	/
・ 1-3-2. 作業の日程・手順等が効率的なものとなっているか。	/	5
2. 組織の体制	15	12
2-1. 組織の調査業務に関する経験	/	4
・ 2-1-1. 業務に関する有益な経験又はノウハウ（研究課題の公募、専門家を委員とする審査委員会や評価委員会の運営、研究プログラムマネジメント、経費の執行監査に関する業務のうち、全部又はいずれか）を有し、それを発揮して業務を実施できる組織体制が構築されているか。	/	4
2-2. 組織の調査実施能力	15	4
* 2-2-1. 業務計画通り、事業が遂行可能となる人員が確保されているか。	10	/
・ 2-2-2. 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を発揮して業務を実施できる組織体制を有しているか。	/	4
* 2-2-3. 業務を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有しているか。	5	/
2-3. 調査業務に当たってのバックアップ体制	/	4
・ 2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制が組まれているか。（緊急時の対応含む。）	/	4
3. 業務従事予定者の経験・能力	10	10
3-1. 業務従事予定者の調査業務に関する経験	/	5
・ 3-1-1. 業務に関する有益な経験又はノウハウ（研究課題の公募、専門家を委員とする審査委員会や評価委員会の運営、研究プログラムマネジメント、経費の執行監査に関する業務のうち、全部又はいずれか）を有しているか。	/	5
3-2. 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	10	5
* 3-2-1. 調査内容に関する知識・知見を有しているか。	10	/
・ 3-2-2. 調査内容に関する有益な人的ネットワークを有しているか。	/	5
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	/	3
4-1. ワーク・ライフ・バランス等の取組	/	3
4-1-1. 以下のいずれかの認定を受けていること。ワークライフバランス等の取組に関する認定内等により加点する。 ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）を受けていること。 ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。	/	3
合 計	50	50

注 価格点：技術点 = 50点：100点（1：2）

表2 加点付与基準

加点評価項目	評価区分			
	大変優れている	優れている	やや優れている	記載なし又は期待できない
1. 調査業務の実施方針				
1-1-2 実施要項等に示した内容以外の独自提案があり、その提案内容は優れているものか。	10	6	2	0
1-2-2 分析手法に事業成果を高めるための工夫があるか。	10	6	2	0
1-3-2 作業の日程・手順が効率的なものとなっているか。	5	3	1	0
2. 組織の体制				
2-1-1 業務に関する有益な経験又はノウハウ（研究課題の公募、専門家を委員とする審査委員会や評価委員会の運営、研究プログラムマネジメント、経費の執行監査に関する業務のうち、全部又はいずれか）を有し、それを発揮して業務を実施できる組織体制が構築されているか。	4	2	1	0
2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報処理能力を発揮して業務を実施できる体制を有しているか。	4	2	1	0
2-3-1 円滑な事業実施のための人員補助体制が組まれているか。（緊急時の対応含む）	4	2	1	0
3. 業務従事者転写の経験・能力				
3-1-1 業務に関する有益な経験又はノウハウ（研究課題の公募、専門家を委員とする審査委員会や評価委員会の運営、研究プログラムマネジメント、経費の執行監査に関する業務のうち、全部又はいずれか）を有しているか。	5	3	1	0
3-2-2 調査内容に関する有益な人的ネットワークを有しているか。	5	3	1	0
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする			
4-1-1. ワーク・ライフ・バランス等の取組				
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるほし認定企業）				
・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	1			
・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	2			
・認定段階3	3			
・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））	0.5			
○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）				
・くるみん認定	1			
・プラチナ認定	2			
○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定				
・ユースエール認定	2			

(2) 落札者の決定

- イ) 上記4. の入札参加資格及び上記(1)イ)①の必須項目を全て満たし、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、技術点及び入札価格点の合計(総合評価点)が最も高い者を落札予定者とする。
- ロ) 必須項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した入札金額の入札が無い場合は、直ちに再度の入札を行う。
- ハ) 落札予定者となるべき者が2者以上あるときには、くじによって落札予定者を決定する。また、当該入札者のうち開札当日に出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない文部科学省の職員がくじを引き落札者を決定するものとする。
- ニ) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- ホ) 契約の締結は、本業務に係る予算が成立することを前提条件とする。
- ヘ) 文部科学省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(3) 落札者が決定しなかった場合の措置

文部科学省は、初回の入札において入札参加者が無かった場合、必須項目を全て満たす入札参加者が無かった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本業務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない事情がある場合には、入札対象事業を自ら実施すること等ができる。この場合において、文部科学省はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会(以下「監理委員会」という。)に報告する。

7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

対象業務に関して、以下の情報については「従来の実施状況に関する情報の開示」(別添1)のとおり開示する。

- ①従来の実施に要した経費
- ②従来の実施に要した人員
- ③公募の状況
- ④中間評価・事後評価の状況
- ⑤課題管理の状況
- ⑥従来の実施におけるPD・P0、有識者
- ⑦PD・P0会議、推進委員会の開催状況等
- ⑧額の確定の状況
- ⑨従来の実施に要した施設及び設備
- ⑩従来の実施における目的の達成の程度

⑪従来の実施方法等

8. 民間事業者が文部科学省に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本業務の適性かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 民間事業者が報告すべき事項

①報告等

a. 実施状況の報告等

民間事業者は、契約締結の日から起算して10日以内に本業務の実施に係る年間業務計画を作成し、文部科学省に提出した上で、この計画の進捗状況等を毎月1回、翌月中に別紙様式3及び4により文部科学省へ報告する。具体的な報告方法については翌月冒頭に文部科学省と調整して決定する。

b. 各種書類の提出

民間事業者は、契約書、委託要領の規定に従い必要書類を文部科学省に提出すること。

また、このほか、上記2.(1)ロ、ハ)に示す本業務の内容において求められる書類については、別添4に示す期限・期間までに提出すること。

②調査

文部科学省は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、本業務の実施の状況若しくはその帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする文部科学省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示するものとする。

③指示

文部科学省は、本業務を適正かつ的確に実施させるために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、上記によらず、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

民間事業者は、本業務に関して文部科学省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

イ) 業務の開始及び中止又は廃止

民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。また、やむを得ない事由により、本業務を中止又は廃止しようとするとき

は、あらかじめ、文部科学省の承認を受けなければならない。

ロ) 公正な取扱い

民間事業者は、本業務の実施に当たって、公募事業における応募機関及び採択課題実施機関を具体的な理由なく区別してはならない。

ハ) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

二) 宣伝行為の禁止

①本業務の宣伝

民間事業者及び本業務に従事する者は、文部科学省や「研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務（研究振興事業に関する課題の調査分析業務）」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が「研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務（研究振興事業に関する課題の調査分析業務）」の業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

②自らが行う事業の宣伝

民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

ホ) 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

ヘ) 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

ト) 権利義務の帰属等

①印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は文部科学省に帰属する。

②民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、文部科学省の承認を受けなければならない。

チ) 契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、本業務を実施するに当たり、文部科学省の許可を得ることなく自ら行う事業又は文部科学省以外の者との契約（文部科学省との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

リ) 再委託の取扱い

①民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

②民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務の方法）について記載しなければならない。

③民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で文部科学省の承認を受けなければならない。

④上記②及び③により、民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民

間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。また、再委託先については、民間事業者と同等の義務を負わせるものとする。

ヌ) 談合等の不正行為に係る違約金等

- ①民間事業者は、本業務に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10パーセントに相当する額を違約金として文部科学省が指定する期日までに支払わなければならない。
 - a. 民間事業者が独占禁止法第3条又は同法第19条の規定に違反し、又は民間事業者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が民間事業者又は民間事業者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、民間事業者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など文部科学省に金銭的損害が生じない行為として、民間事業者がこれを証明し、その証明を文部科学省が認めたときは、この限りでない。
 - b. 公正取引委員会が、民間事業者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は同法第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - c. 民間事業者（民間事業者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは独占禁止法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- ②前項の規定は、文部科学省に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、文部科学省がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- ③民間事業者は、本契約に関して、上記①の各号の一に該当することとなった場合は、速やかに当該処分等に係る関係書類を文部科学省に提出しなければならない。

ル) 債権債務の譲渡の禁止

民間事業者は、本業務の実施により生じる債権及び債務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、これにより難い場合は、事前に文部科学省と協議のうえ、指示に従わなければならない。

ヲ) 帳簿の記載等

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本業務を終了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

ワ) 秘密の保持

民間事業者は、本業務の実施により知り得た事項の機密を保持しなければならない。ただし、文部科学省に書面による承諾を得た場合、若しくは当該機密が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- ①知り得た際、既に公知となっている事項
 - ②知り得た後、民間事業者の責に帰すべき事由によらず刊行物その他により公知となった事項
 - ③知り得た時点で、既に民間事業者が自ら所有していたことを書面で証明できる事項
- カ) 個人情報の取扱い
- ①民間事業者は、文部科学省から預託を受けた個人情報について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

- ②民間事業者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に文部科学省の承認を受けた場合は、この限りではない。
- a. 文部科学省から預託を受けた個人情報第三者（再委託する場合における再委託先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。
 - b. 文部科学省から預託を受けた個人情報を本業務の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。
- ③民間事業者は、文部科学省から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ④文部科学省は、必要があると認めるときは、職員又は文部科学省の指定する者に民間事業者の事務所及びその他の業務実施場所等において、文部科学省が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、民間事業者に対して必要な指示をすることができる。
- ⑤民間事業者は、文部科学省から預託を受けた個人情報を本業務の完了後、廃止又は解除をした後に速やかに文部科学省に返還しなければならない。ただし、文部科学省が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- ⑥民間事業者は、文部科学省から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他違反等が発生したときは、文部科学省に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- ⑦上記①及び②の規定については、本業務の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

ヨ) 属性要件に基づく契約解除

文部科学省は、民間事業者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ①法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

タ) 行為要件に基づく契約解除

文部科学省は、民間事業者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為

- ③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

レ) 下請負契約等に関する契約解除

- ①民間事業者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- ②文部科学省は、民間事業者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

ロ) 契約解除時の取扱い

- ①文部科学省は、上記リ) からル) の規定により本契約を解除した場合は、これにより民間事業者が生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- ②民間事業者は、文部科学省が上記リ) からル) の規定により本契約を解除した場合には、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として文部科学省が指定する期間内に支払わなければならない。
- ③前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、文部科学省は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。
- ④民間事業者は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、文部科学省に損害を与えた場合は、文部科学省に対し、一切の損害を賠償するものとする。この損害には、文部科学省が民間事業者に対し履行を求め一切の費用、国民等から不服申立て等が提起された場合において文部科学省が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。なお、文部科学省から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。
- ⑤文部科学省は民間事業者が上記②及び④の規程による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

ツ) 契約内容の変更

文部科学省及び民間事業者は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃、その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務の実施が不相当と認められる場合は、協議の上、法第21条の手続を経て契約の内容を変更することができるものとする。

ネ) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と文部科学省が協議するものとする。

9. 本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意

又は過失により、第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 文部科学省が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、文部科学省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について文部科学省の責めに帰すべき理由が存する場合は、文部科学省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について文部科学省の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は文部科学省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスの評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

文部科学省は総務大臣が行う評価の時期（平成 30 年 6 月を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成 30 年 3 月 31 日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

文部科学省は、従来の実績及び事業開始時点における達成目標値と民間事業者の実績を比較することができるように、本業務の実施状況等の調査を行うものとする。

(3) 調査項目

上記 2. (2) 対象公共サービスの実施に当たり確保されるべきサービスの質に記載されている事項ごとのその達成状況及び業務の実施状況、実施経費の状況及び評価について調査を行うものとする。

(4) 意見聴取等

文部科学省は、本業務の実施状況の調査を行うに当たり、民間事業者から直接意見の聴取や実施状況に関する資料の提供等を求めることができるものとし、民間事業者はその求めに協力しなければならない。

(5) 実施状況等の提出

文部科学省は、本業務の実施状況等について、(1) の評価を行うために平成 30 年 5 月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。なお、文部科学省は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

11. その他委託業務の実施に際し必要な事項

(1) 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

文部科学省は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 文部科学省の監督体制

本業務に係る監督は、支出負担行為担当官が自ら又は補助者を命じて、立会い、指示その他の適切な方法において行うものとする。

(3) 主な民間事業者の責務

- ①法第 25 条第 2 項の規定により、本業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ②法第 54 条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。
- ③法第 55 条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30 万円以下の罰金に処される。
- ④法第 56 条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。
- ⑤会計検査について民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 条）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から直接又は文部科学省に通じて、資料又は報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。